|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和　５年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　山根　一　様  藤枝市議会議員　９番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第24号議案  藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例 | ＜第1号被保険者の毎月の保険料を月額5350円を5680円に値上げする条例改正＞  　平成12年スタートした介護保険制度は、三年毎の保険料改定でこの23年間の間、65歳以上の第1号被保険者のみならず、40歳～64歳迄の医療保険に加入している人（第2号被保険者）とも2倍を超す大幅な値上げとなっています。  　一方で、受けられるサービスは、要支援者の訪問介護の給付外し、ヘルパーのサービス時間の短縮、2割負担制度の導入、など順次削減し、今後もケアプランの有料化、2割負担者の対象拡大など、物価高騰、年金削減で苦しんでいる高齢者をさらに追い込むメニューが並んでいます。  　さらに今期は後期高齢者医療保険料の大幅な値上げと”セット”になっており、介護保険料値下げが切実な問題となっているこの時期に値上げの提案です。  ①高齢化が進み、保険給付費が増加する一方で、国が負担割合を増やさない限り値上げが繰り返される制度そのものに大きな原因があるが、自治体として保険料軽減に取り組んだ具体的中身は何か。  ②これまで値上げのたびに繰り返してきた理由は「必要なサービスを継続させていくために基金全てを取り崩してでも財政的な見通しがたたない」というのが主な理由であった。ところが決算においては毎年黒字を続け基金残高もほぼ変化がなかった。今回の値上げを提示する前に、この状況を同市民に説明するのか。  ③8期（令和６～8年）の保険料の算定基準である下記の見込みと実績はどうであったか。  ・実績より見込みが多いと値上げになる項目、保険料算定値上げ部分（介護保険給付費、財政調整交付金見込み差額、保健福祉事業見込み額）  ・実績より見込みが多いと値下げになる項目、保険料算定値下げ部分（支払い準備基金取崩し予定額、保険者機能強化推進交付金等、3年間の第1号被保険者数）  ④高齢者の実態をどれだけ踏まえているか。基準額世帯は課税年金収入80万円～119万円であり、月額の年金額は10万円を切っているのが現状である。この状況で月額330円もの値上げ（近隣の値上げ額、焼津は80円、島田は50円など）により、現行保険料5350円から5680円となる。今年は後期高齢者保険料の大幅値上げ、実質年金支給額の減額など、1号被保険者が置かれている状況をどう考えての値上げか。  ⑤今回の値上げの理由として市の説明は認定率が5割を超え80歳以上の高齢者が10％以上増える見通しと共に、介護事業所に支払われる介護報酬が0.5%増える事を述べているが、それがどの程度保険料の算定に影響するのか。また、わずかな処遇増を示す一方で、大半の小規模事業所が提供している訪問介護の基本報酬の大幅引き下げを実施している。倒産や閉鎖が増えるだけの話ではないのか。  ⑥一般会計からの法定外繰り入れは、国からの指導対象となっているが、これを禁じる法的な根拠はないと市は答弁している（平成30年2月議会）。また食費居住費の軽減、利用者負担助成制度などの独自策を行っている市もある。行政の立場以上に苦しい生活を余儀なくされている高齢者の立場に立った施策を実施すべきではないか。 | |